

## 判 決 要 旨

### 【事件名】

平成17年(ワ)第41号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (A事件)

平成18年(ワ)第5号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (B事件)

平成18年(ワ)第45号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (C事件)

平成19年(ワ)第17号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (D事件)

平成19年(ワ)第84号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (E事件)

平成20年(ワ)第61号国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件 (F事件)

### 【当事者】

原告 ■■■■■ ほか134名

被告 神奈川県

### 【期日】

平成21年7月16日 16:00

### 【裁判所】

横浜地方裁判所第7民事部 (裁判長・吉田健司, 裁判官・丹下将克, 立野みすず)

### 主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

原告らと被告との間において、原告らが、それぞれ、その所属する学校の入学式、卒業式に参列するに際し、国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を唱和する義務のないことを確認する。

#### 第2 事案の概要

1 原告らは、神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校(盲・聾・養護学校。以下、神奈川県立高等学校と併せて「県立学校」という。)に勤務する教諭、

実習助手，事務職員，技能職員及び非常勤の嘱託員である。神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）は，同教育長（以下，単に「教育長」という。）名で，平成16年11月30日，県立学校の各校長に対し，「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導の徹底について（通知）」（以下「本件通知」という。）を發して，県立学校の入学式，卒業式において，国旗を式場正面に掲げるとともに，国歌の斉唱は式次第に位置付け，斉唱時に教職員は起立して国歌を斉唱すること，国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり，教職員が本件通知に基づく校長の職務命令に従わない場合や式を混乱させる等の妨害行動を行った場合には，服務上の責任を問ひ，厳正に対処していくことを教職員に周知することなどにより，各学校が入学式，卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱を適正に実施するよう通知した。本件は，原告らが，国旗に向かって起立して国歌を斉唱することを強制されることは，原告らの思想・良心の自由を侵害し，教育に対する不当な支配の禁止に反するなど主張して，原告らが被告に対し，県立学校の入学式，卒業式の式典において，国旗に向かって起立し国歌を斉唱する義務のないことの確認を求めた事案である。

## 2 争点

- (1) 確認の利益の有無（本案前の抗弁）
- (2) 原告らは，その所属する県立学校の校長から，起立斉唱命令が發せられた場合，これに従い，その所属する県立学校の入学式，卒業式に参列するに際し，国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を唱和する義務を負うか。

## 第3 争点に対する判断

### 1 争点(1)（確認の利益の有無）について

- (1)ア 本件訴えは，原告らが被告に対して，国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱する義務が存在しないことの確認を求める訴えであるところ，これは，「公法上の法律関係に関する確認の訴え」（行政事件訴訟法4条後段）に当たる。

公法上の法律関係の確認の訴えにおいて，確認の利益が認められるためには，行政の活動，作用等により，原告らの有する権利又は法的地位に対する危険，不安が

現に存し、これを後の時点で事後的に争うより、現在、確認の訴えを認めることが当事者間の紛争の抜本的な解決に資し、有効適切といえることを要するものと解すべきである。

イ 原告らは、今後も、県教委から教育長通知に基づく指導を受けた校長から入学式、卒業式において国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱することについての職務命令を受けることは確実であり、かかる起立斉唱命令に反した場合に人事評価においてマイナス評価された場合、昇給・勤勉手当の支給に影響があり、起立斉唱命令に反して不起立が度重なれば、懲戒処分等の不利益処分を受けるおそれは相当に高いといふべきであるから、原告らの権利又は法的地位に対する不安、危険は現に存在するといえる。

そして、起立斉唱命令が違法であった場合に侵害を受ける原告らの権利は、思想・良心の自由等の精神的自由権にかかわる権利であるから、そもそも事後的救済には馴染みにくい上、入学式、卒業式が毎年繰り返されることに照らすと、今後、原告らが、起立斉唱命令に反し、懲戒処分を受けたとして、その取消訴訟等の中で、入学式、卒業式において、国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱する義務の存否及び当該処分の適否を争うことは迂遠というほかなく、上記義務の存否の確認の訴えを認めることが、抜本的な紛争解決に資し、有効適切であるといふべきである。

よって、本件において、起立斉唱命令により原告らの有する権利又は法的地位に対する危険、不安が現に存し、これを後の時点で事後的に争うより、現時点において確認の訴えを認めることが当事者間の紛争の抜本的な解決に資し、有効適切といえ、原告らの被告に対する国歌斉唱時の起立斉唱義務の不存在確認の訴えについて、確認の利益が認められると解するのが相当である。

ウ なお、本件は、長野勤評事件判決とは事案を異にすることからすれば、同判決の射程は本件には及ばないと解するのが相当である。

(2) 教育長通知が国歌斉唱時の起立を求めている「教職員」には、教諭はもちろんのこと、職員である事務職員、技能職員及び嘱託員も含まれ、校長からの起立斉唱

命令に反し不起立を度重ねれば、懲戒処分等の不利益処分ないし再度の任用を希望する際の不利益な取り扱い等を受けることがあり得るから、事務職員、技能職員又は嘱託員である原告らについても、その有する権利又は法的地位に対する危険、不安が現に存すると認められる。

(3) 以上のとおり、原告らの被告に対する国歌斉唱時の起立斉唱義務の不存在確認の訴えについては、いずれも確認の利益が認められる。

2 争点(2) (入学式、卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱義務の存否) について

(1) 起立斉唱命令が、原告らの思想及び良心の自由を侵害するか。

ア 原告らは、それぞれ、①過去の歴史的な経緯などから日の丸、君が代を否定的に評価するという歴史観、世界観、あるいは、②公的機関が公的儀式において、参加者に国旗・国歌について一律に行動すべきことを強制することを是としない自由主義、個人主義の思想、③児童、生徒の自由で自律的な判断を保障すべき教育において、国旗・国歌を基軸とする一方的国家観を注入するべきでないとする教育信念を有していると認められる。

原告らの歴史観ないし世界観又は信条及びこれに由来する信念は、それぞれの人生体験、我が国の過去についての歴史認識や職業意識などにより個々の原告らにつきそれぞれ多元的に形成されたものであり、このような考えを持つ事自体は、思想及び良心の自由として憲法19条によって保障されている。

イ しかしながら、原告らが教育公務員として参加した学校行事としての入学式、卒業式において、国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱することを拒否することは、原告らにとっては、上記のような歴史観ないし世界観又は信条に基づく一つの選択ではあり得るものの、一般的には、これと不可分に結び付くものではない。そして、儀式・式典の場において、何らかの歌唱を行う者が起立し、また、起立する際、会場正面に向けた体勢をとること自体は、儀式・式典において当然されるべき儀礼的行為であるところ、入学式、卒業式における国旗掲揚や国歌斉唱は、全国の公立高等学校では従来から広く実施されており、本件通知発令当時は、全県立学校におい

ても、実施されるようになったのであるから、かかる式典の場において、国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱すること自体は、式典の出席者等にとって通常想定され、かつ、期待される儀礼的な行為であり、これが原告らの勤務校に所属する教職員全員に発せられる職務命令によりされるものであることを勘案すると、起立斉唱命令のおおりの行為をすることが、特定の思想を有することを外部に表明する行為と評価することはできないから、起立斉唱命令が、特定の思想を強制し、又は禁止したり、特定の思想の有無について告白を強要したりするものということとはできず、生徒らに対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものとも見ることができない。したがって、原告らに入学式、卒業式の国歌斉唱時に起立して斉唱することを命じる起立斉唱命令が、直ちに、原告らの有する世界観ないし歴史観及び信念それ自体を否定するものと認めることはできない（最高裁平成19年2月27日第三小法廷判決・民集61巻1号291頁参照）。

また、原告らは、起立斉唱命令による国歌の起立斉唱が、国旗・国歌に対する敬意を強制するものと受け止めていると考えられるところ、国歌斉唱時の起立斉唱を命じる行為が原告らの内心領域における精神活動にも影響を与え得ることは否定できないとしても、憲法15条2項、地方公務員法30条、32条の各規定に照らせば、原告らは、公務員として法令等や上司の職務命令に従う義務を負っているといえる。しかも、学習指導要領では、入学式、卒業式などで国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導する旨の国旗・国歌条項が置かれているところ、学習指導要領は高等学校教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的基準を定めたものと解することができるから、基本的には法規としての性格を有するものと解され（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁、同平成2年1月18日第一小法廷判決・集民159号1頁参照）、原告らは公教育に携わる公務員として、国旗・国歌条項にのっとりた指導をする義務を負っているというべきである。そして、起立斉唱命令は、国旗、国歌に対する正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てるという学

習指導要領の国旗・国歌条項の目的にかなうものであるから、その目的、内容において不合理であるということとはできない。

そして、入学式及び卒業式における国旗国歌の取扱いについては、校務をつかさどり、所属職員を監督する権限を有する校長が、学習指導要領の基準に準拠してその権限と責任に基づいて行う校務というべきであるから、校長が行う国旗掲揚及び国歌斉唱に関する指示命令は、適法な職務行為に当たるといふべきである。

ウ 以上のような観点からすれば、起立斉唱命令は、原告らの思想及び良心の自由を侵害するものとして憲法19条に反するとはいえない。

(2) 教育長通知が、旧教育基本法10条1項（教育基本法16条1項）が禁ずる教育に対する「不当な支配」に該当するか。

ア 旧教育基本法10条1項及び現行の教育基本法16条1項は、戦前の我が国の教育が、国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省に基づき、教育に対する権力的介入、特に公権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解され、これらの規定は、地方公共団体の教育行政機関の法令に基づく行為にも適用があるといふべきである。

そして、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、生徒の教育は、教師と子供との間において、弾力的に行わなければならないから、教師の自由な創意と工夫の余地が要請されることを考慮した上で、教育に関する地方自治の原則（地教行法23条、32条、43条）を考慮し、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な範囲にとどめられるべきであるが、地方公共団体が設置する教育委員会が、教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、公立学校を所管する行政機関として、その管理権（地教行法23条5号）に基づき、学校の教育課程の編成や学習指導等に関して基準を設定し、一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、必要性、合理性が認め

られる場合には、具体的な命令を発することもできると解される（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号1178頁参照）。

イ 本件において、教育長通知は、国旗・国歌条項の内容を具体化する権限を有する県教委の権限によるもので、具体的な命令を発する必要性に基づくものとして、許容される目的に基づき、これを実現するために必要かつ合理的な関与・介入の範囲にとどまると評価するのが相当であるから、旧教育基本法10条1項及び教育基本法16条1項が禁ずる教育に対する「不当な支配」に該当するとはいえない。

### (3) 起立斉唱命令についての各校長の裁量権の逸脱・濫用の有無

各校長が行う国旗掲揚及び国歌斉唱に関する指示命令が適法な職務行為に当たることは前示のとおりである。そして、学校が主催する行事（式典）において、教職員が定められた式次第に従わないという状況は、式に参列する来賓や保護者に不信感を抱かせて対外的な信用を失墜するほか、式の円滑な進行の妨げとなるおそれがあるから、校長が、入学式、卒業式に出席する教職員に対し、式次第に従って起立すべきことを命ずる必要性があることは否定できない。また、入学式、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱は、国旗・国歌条項にかなうものである一方、式場に出席する教職員が国歌斉唱時に起立しないという状況は、上記教育効果を減殺するものであり、生徒に対する指導上も問題があることは明らかである。そうであれば、校長が教職員である原告らに対し、起立斉唱命令を発することが校長の有する裁量を逸脱・濫用するものとはいえない。

(4) 以上によれば、原告らは、それぞれ、その所属する学校の校長から、生徒に対して国歌斉唱の指導を行うため、また、式の円滑な進行のため、入学式、卒業式において、式の参加者として式次第に従って、国歌斉唱時に起立する旨の起立斉唱命令が発せられた場合には、これに基づき、入学式、卒業式に参列するに際し、国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を唱和する義務を負うものと解される。

## 3 結論

よって、主文のとおり判決する。